

播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部における類型指定について

1. 播磨灘北西部における特別域の類型指定について

(1) 特別域の設定（案）

播磨灘北西部では、全域を海域生物 A 類型とすることが適当であると考えられる。また、特別域の設定（案）については、以下の通りとする。

播磨灘北西部では、干潟、藻場、浅場を中心とした水域が産卵場・生育場として好適な水域と考えられるが、そのうち漁場形成から見た利用状況、魚介類の産卵場等の利用状況を勘案すると、図 1.1 に示す水域が重要な水域であることが考えられる。

(2) 類型指定（案）

上記特別域の設定（案）より設定した類型指定案（案）を図 1.2(1)に示す。

類型指定を行う水域は、水質管理上、各水域が複雑な形状とならないよう、また、まとまった水域とすることが望ましいことを考慮して設定した案（案）を図 1.2(2)に示す。

以上から、次の水域を海域生物特 A 類型（案）として選定することが適当であると考えられる。

北西部島しょ部周辺水域（岡山県沿岸部）

以下の主要魚介類の生育場となっていることが考えられる。

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、マダイ、クルマエビ、ガザミ

中央部の浅場（兵庫県西島以西）

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ

【生育場】マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、クルマエビ、ガザミ

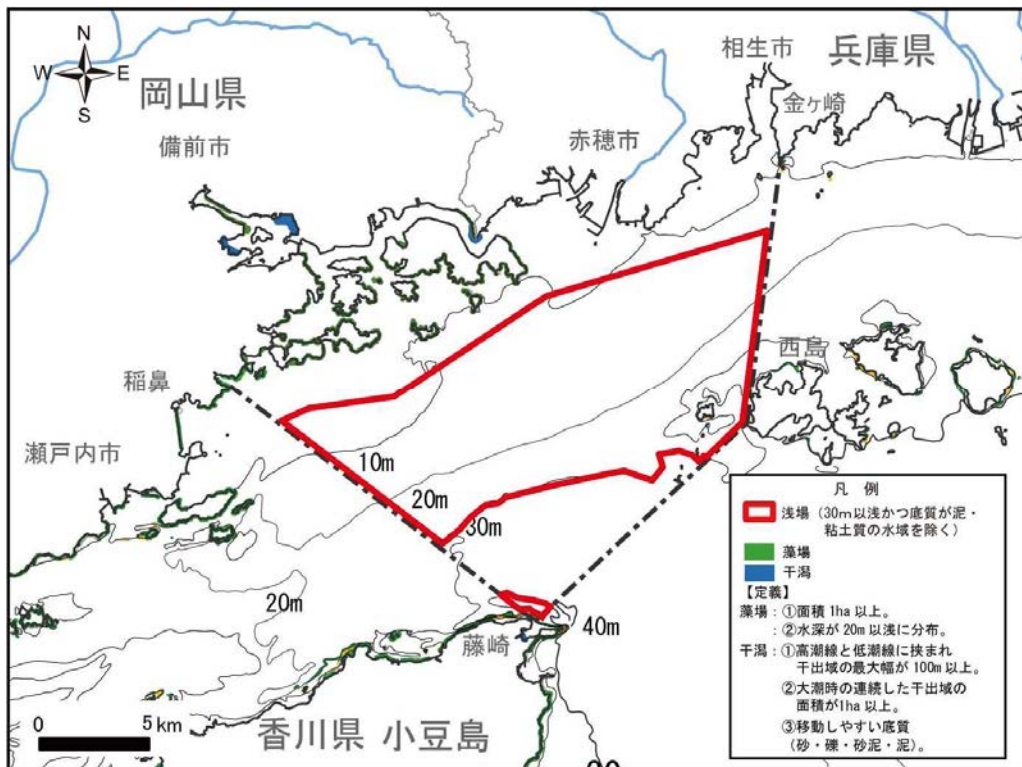


図 1.1 産卵場及び幼稚子の生育場として好適と考えられる水域

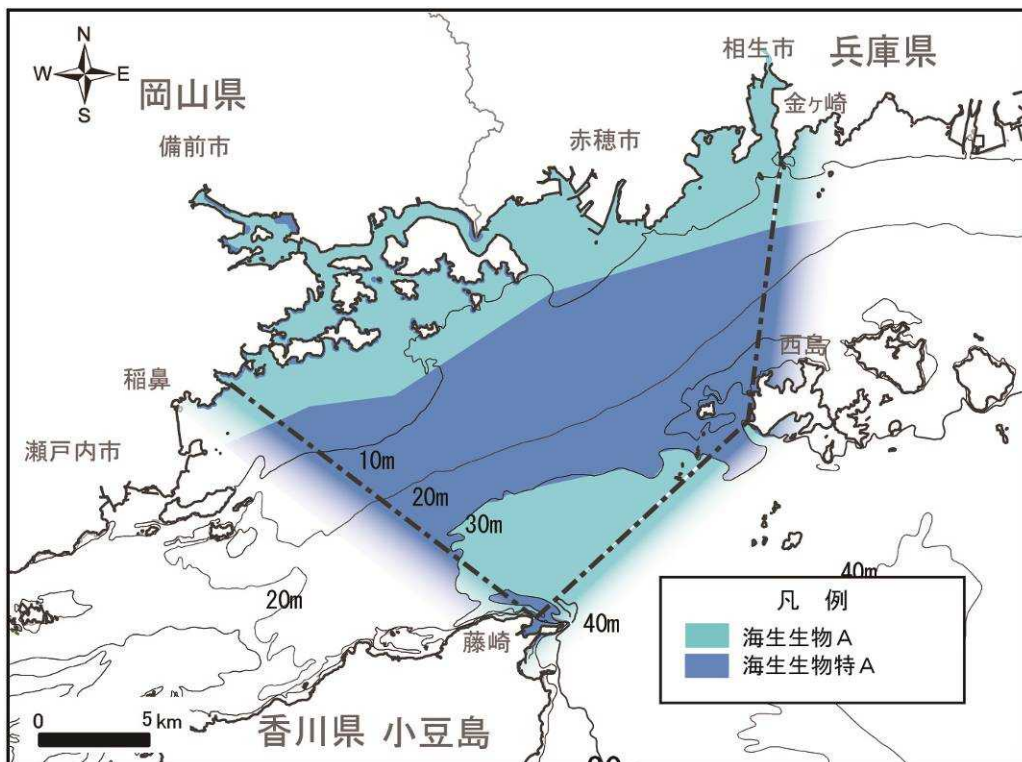


図 1.2 (1) 播磨灘北西部における生物A、生物特Aタイプの類型指定(案)

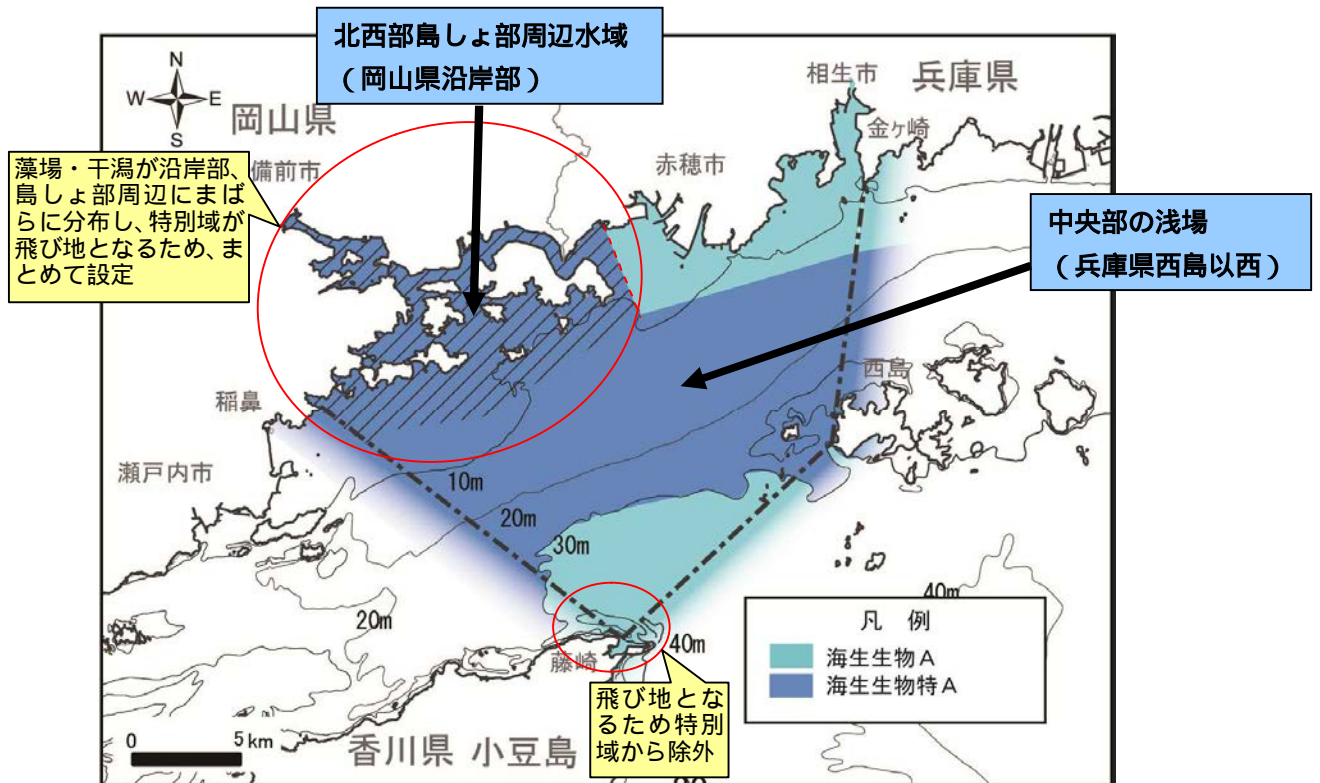


図 1.2 (2) 播磨灘北西部における生物A、生物特A類型の類型指定 (案)

2. 備讃瀬戸における特別域の類型指定について

(1)特別域の設定（案）

備讃瀬戸では、全域を海域生物Aとすることが適当であると考えられる。また、特別域の設定（案）については、以下の通りとする。

備讃瀬戸では、干潟、藻場、浅場を中心とした水域が産卵場・生育場として好適な水域と考えられるが、そのうち漁場形成から見た利用状況、魚介類の産卵場等の利用状況を勘案すると、図2.1に示す水域が重要な水域であることが考えられる。

(2)類型指定（案）

上記特別域の設定（案）より設定した類型指定案（案）を図2.2（1）に示す。

類型指定を行う水域は、水質管理上、各水域が複雑な形状とならないよう、また、まとまった水域とすることが望ましいことを考慮して設定した案（案）を図2.2（2）に示す。

以上から、次の水域を海域生物特A類型（案）として選定することが適当であると考えられる。

東部の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、ガザミ、クルマエビ

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、ガザミ、クルマエビ

中央部の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、ガザミ、クルマエビ

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、ガザミ、クルマエビ

南西部島しょ部周辺水域

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、ガザミ、クルマエビ

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、ガザミ、クルマエビ

北西部島しょ部の浅場

以下の主要魚介類の生育場となっていることが考えられる。

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ

岡山県西部沿岸水域

以下の主要魚介類の生育場となっていることが考えられる。

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、マダイ、ガザミ、クルマエビ

福山地先水域

以下の主要魚介類の生育場となっていることが考えられる。

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ガザミ、クルマエビ

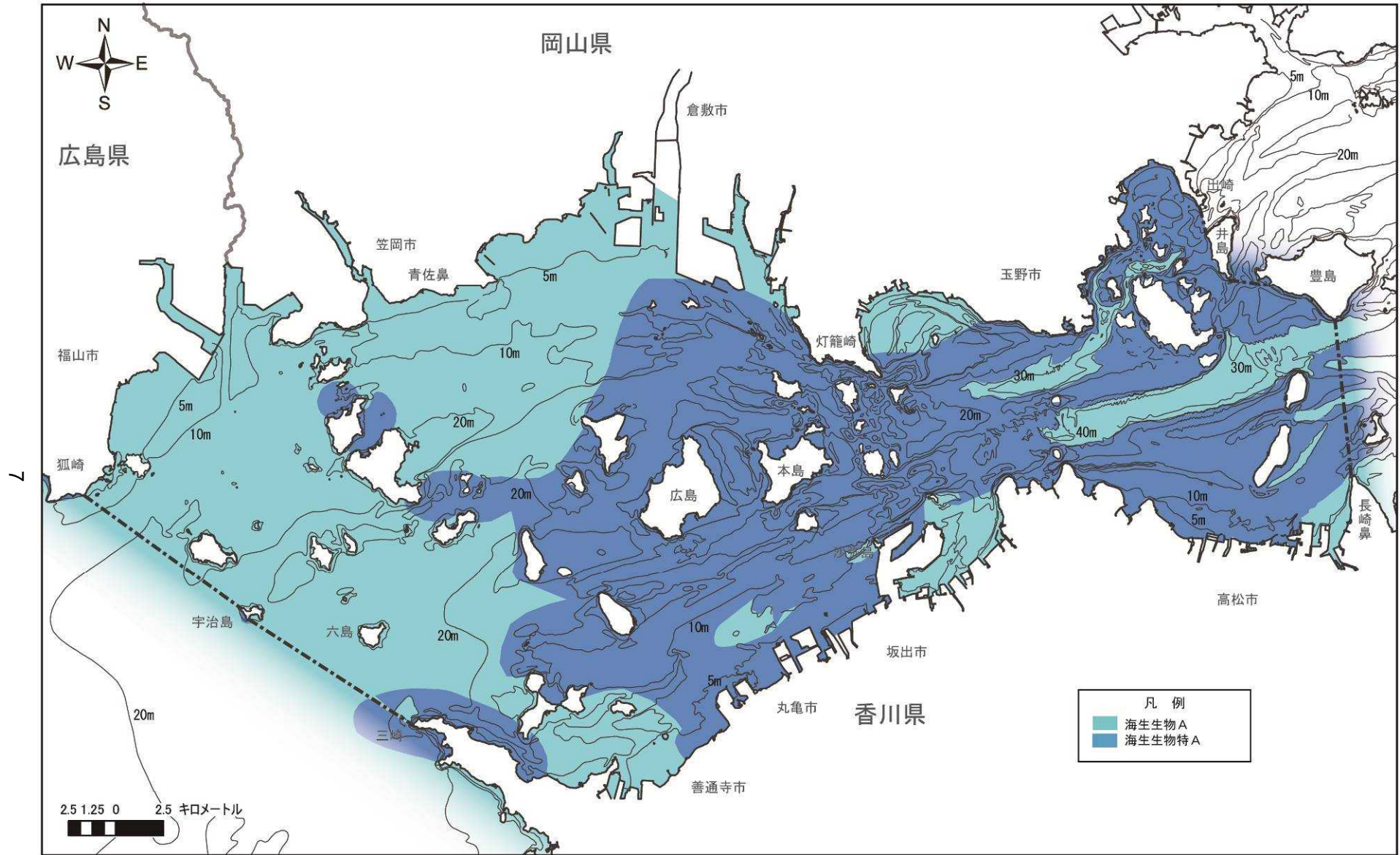


図 2.2 (1) 備讃瀬戸における生物 A、生物特 A の類型指定 (案)

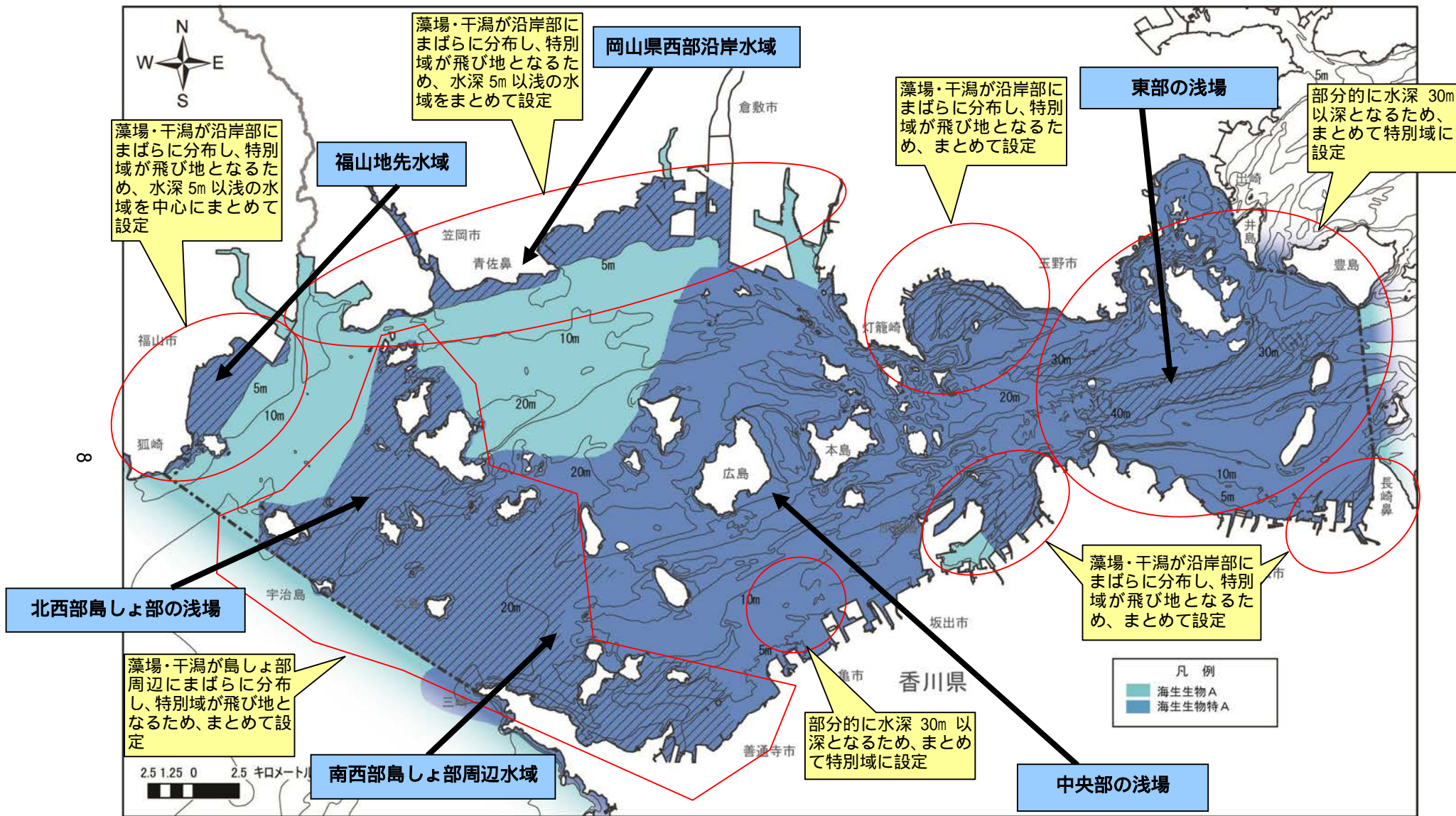


図 2.2 (2) 備讃瀬戸における生物A、生物特Aの類型指定 (案)

3．燧灘東部における特別域の類型指定について

(1)特別域の設定（案）

燧灘東部では、全域を海域生物Aとすることが適当であると考えられる。また、特別域の設定（案）については、以下の通りとする。

燧灘東部では、干潟、藻場、浅場を中心とした水域が産卵場・生育場として好適な水域と考えられるが、そのうち漁場形成から見た利用状況、魚介類の産卵場等の利用状況を勘案すると、図3.1に示す水域が重要な水域であることが考えられる。

(2)類型指定（案）

上記特別域の設定（案）より設定した類型指定案（案）を図3.2（1）に示す。

類型指定を行う水域は、水質管理上、各水域が複雑な形状とならないよう、また、まとまった水域とすることが望ましいことを考慮して設定した案（案）を図3.2（2）に示す。

以上から、次の水域を海域生物特A類型（案）として選定することが適当であると考えられる。

荘内半島西岸水域

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、ガザミ、クルマエビ

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、ガザミ、クルマエビ

中央から東部の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、ガザミ、クルマエビ

【生育場】スズキ、マコガレイ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、ガザミ、クルマエビ

伊吹島周辺水域

伊吹島西側には、水産資源保護法に基づく保護水面が指定され、水産動植物の保護が図られているとともに、藻場が形成されており、魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

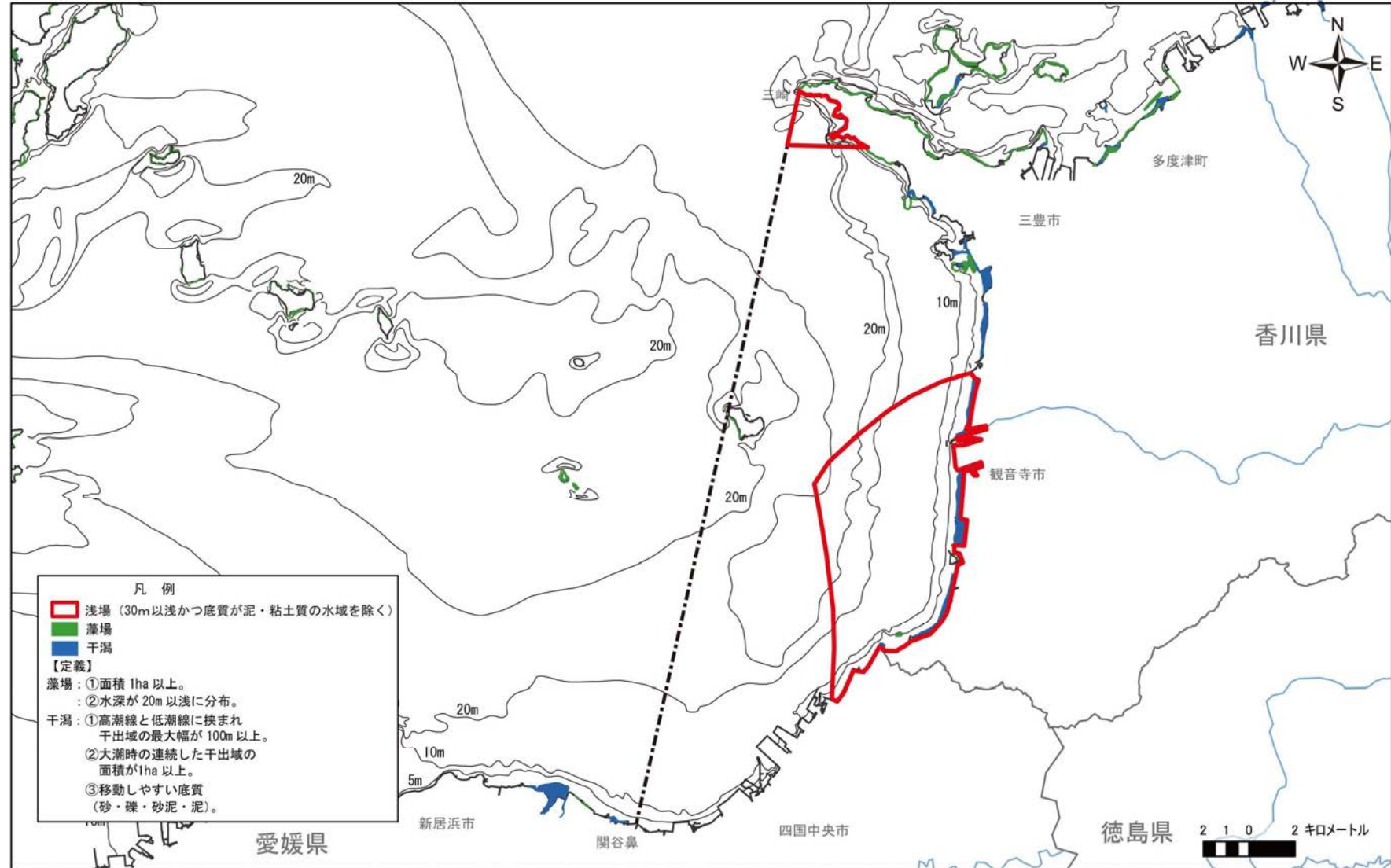


図 3.1 産卵場及び幼稚仔の生育場として好適と考えられる水域

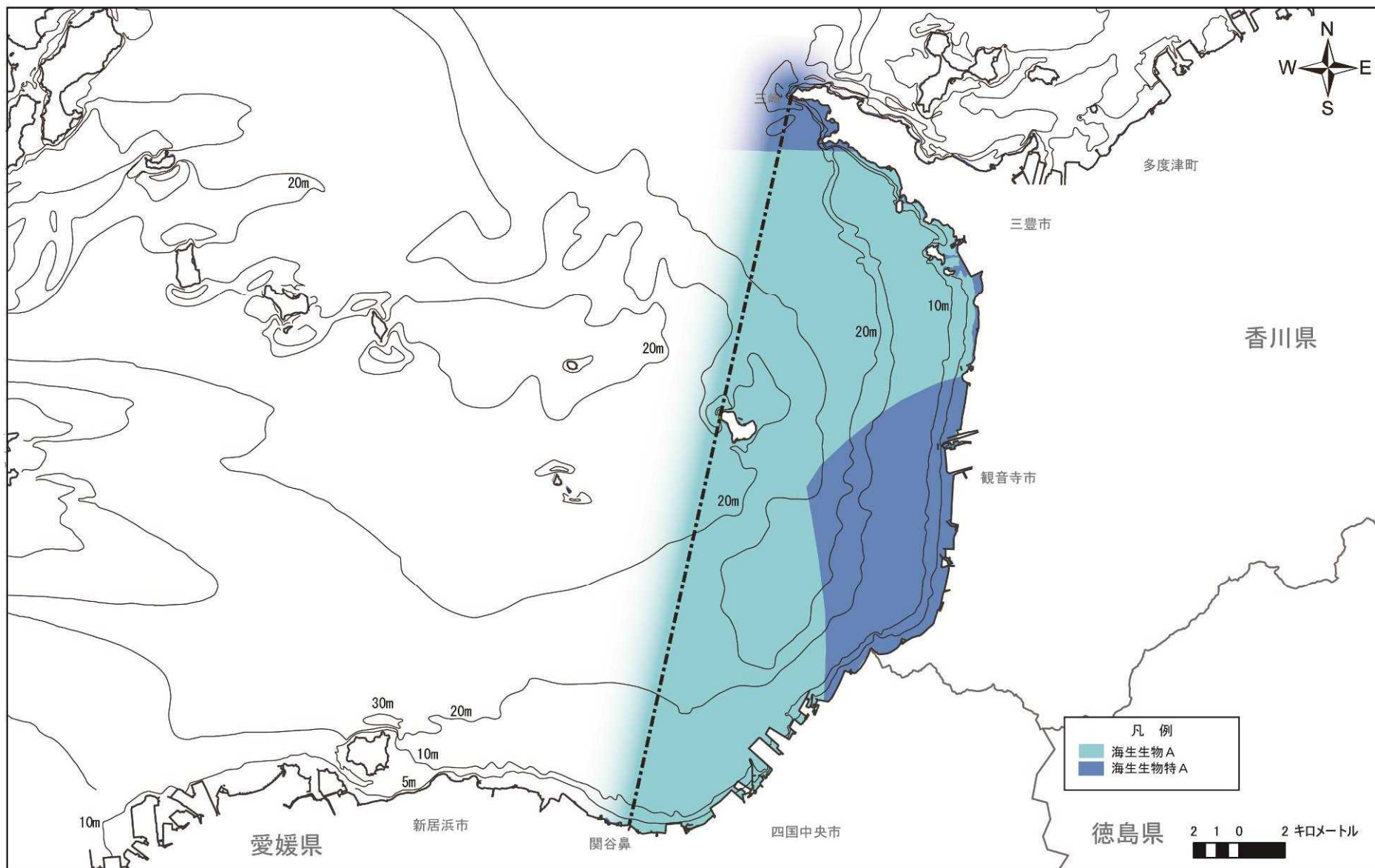


図 3.2 (1) 燧灘東部における生物A、生物特A類型の類型指定(案)

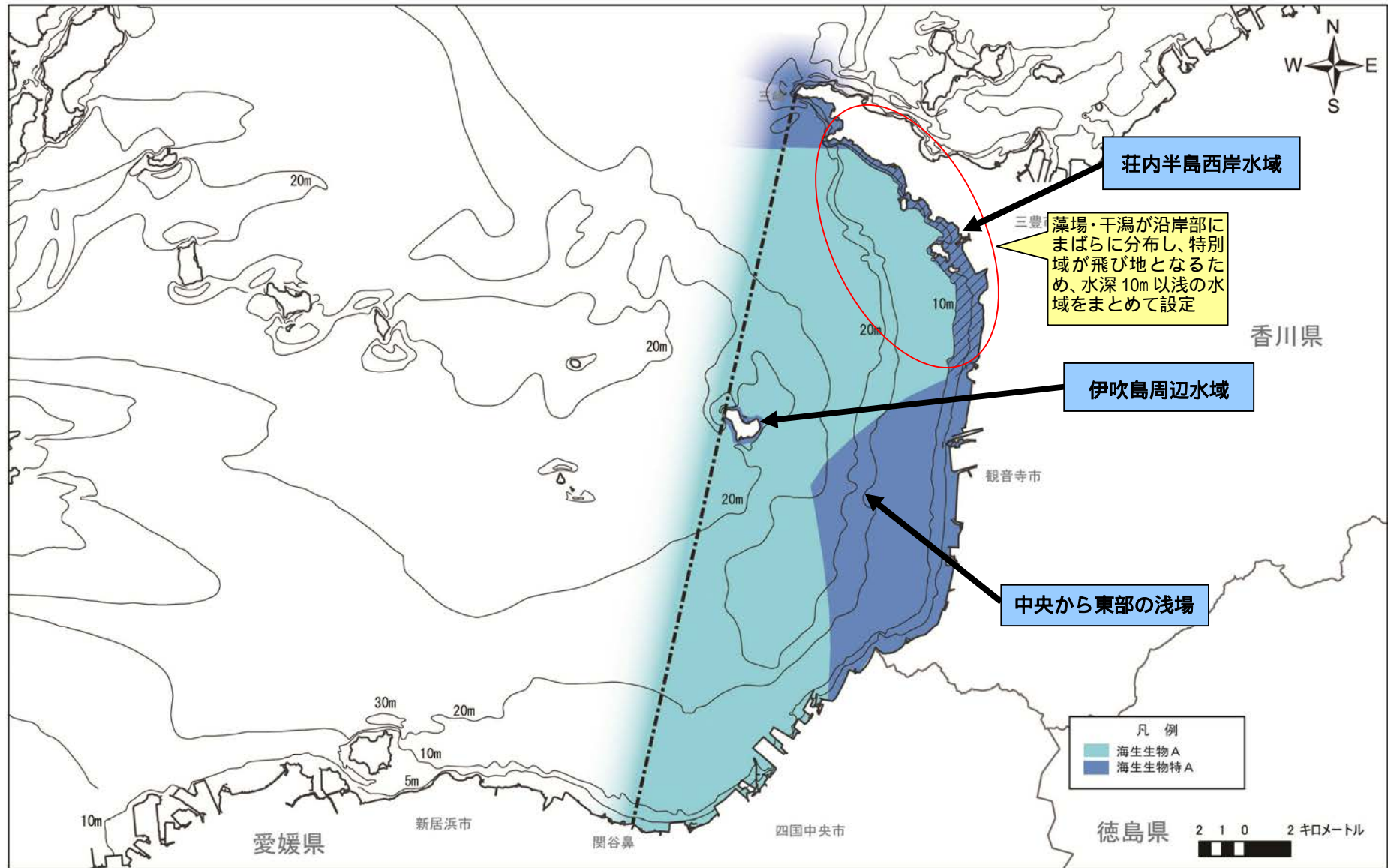


図 3.2 (2) 燧灘東部における生物 A、生物特 A 類型の類型指定 (案)